

青森県報

第三千七百七十七号

平成二十五年
十二月二日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……	一
生活保護法による指定施術者の施術所の名称変更の届出……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称変更の届出……………	(同) ……	三
結核予防補助金の基準……………	(保健衛生課) ……	三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) ……	三
保安林の指定解除予定……………	(林政課) ……	四
右 同……………	(同) ……	四
保安林皆伐許容面積の限度……………	(同) ……	四
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(会計管理課) ……	七
公有財産の売却に係る一般競争入札……………	(財産管理課) ……	七

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する規程……………

海区漁業調整委員会事務局 ……

告 示

青森県告示第八百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
川村歯科医院	弘前市大字野田一丁目六の二	平成二五・八・二六
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一	二五・一〇・三
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	"
スマイル薬局五所川原2号店	五所川原市字一ツ谷五七の六	"
しんまち薬局	むつ市新町一の二二パピーコーポ五号室	"
医療法人瑞穂会みずほクリニク	八戸市吹上二丁目一四の二八	"

青森県告示第八百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
川村歯科医院	弘前市大字野田一丁目六の二	平成 五・八・二
稲村歯科医院	三戸郡南部町大字下名久井字如来堂六の二	二五・二・一
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一	"
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	"
スマイル薬局五所川原2号店	五所川原市字一ツ谷五七の六	"
しんまち薬局	むつ市新町一の二二バビコーポ五号室	"
ほてい堂薬局	十和田市稲生町一五の二三	"
Ai Dental	八戸市大字売市字小待一四四の一	"

青森県告示第八百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	田中 康弘	奈良岡接骨院	一 平川市尾上栄松四の	平成 五・一〇・二
変更後		奈良岡接骨院・訪問マツサージつくし		

青森県告示第八百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
川村歯科医院	弘前市大字野田一丁目六の二	平成 五・八・二
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一	二五・一〇・三
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	"
スマイル薬局五所川原2号店	五所川原市字一ツ谷五七の六	"
しんまち薬局	むつ市新町一の二二バビコーポ五号室	"
医療法人瑞總會みずほクリニック	八戸市吹上二丁目一四の二八	"

青森県告示第八百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日

川村歯科医院	弘前市大字野田一丁目六の二	平成五・八・七
稲村歯科医院	三戸郡南部町大字下名久井字如来堂六の二	二五・二・一
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一	"
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	"
スマイル薬局五所川原2号店	五所川原市字一ツ谷五 七の六	"
しんまち薬局	むつ市新町一 の二二パーコーポ五号室	"
ほてい堂薬局	十和田市稲生町一五の二三	"
A i D e n t a l	八戸市大字売市字小待一四四の一	"

青森県告示第八百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	田中 康弘	奈良岡接骨院	平川市尾上栄松四 の	平成二五・一〇・元
変更後		奈良岡接骨院・訪問マッサージ		

青森県告示第八百二十九号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第五十二号）第二条第一項の規定により平成二十五年年度における基準を次のとおり定めたとので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百四十七円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第四十四号）
二 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	（平成十年法律第四十四号）第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
三 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千六百九十四円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

青森県告示第八百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	社会福祉法人健誠会	社会福祉法人健誠会	社会福祉法人健誠会
	主たる事務所の所在地	つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二
障害福祉サービスの種類	自立訓練(生活訓練)	生活介護	多機能型事業所「夢工房月見野」	多機能型事業所「夢工房月見野」
	就労移行支援	多機能型事業所「夢工房月見野」	つがる市森田町六の一	つがる市森田町六の一
障害福祉サービス事業を行う事業所	名称	つがる市森田町三の二	つがる市森田町六の一	つがる市森田町六の一
所在地	所在地	つがる市森田町三の二	つがる市森田町六の一	つがる市森田町六の一
廃止年月日			平成二五・三・三一	"

青森県告示第八百三十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
上北郡東北町字崩出道ノ上一二二の三(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百三十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
上北郡東北町字崩出道ノ上一二二の三(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百三十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十五年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、四〇二・四二
岩木川下流	"	五一一・三〇
岩木川上流	"	八八二・九八

今別川～蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川～笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川～蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一八・五六	七三・一四	四〇・六八	七・四〇	三一八・〇四	一八一・〇二	一五〇・八六	九一一・五四	四七三・二八	六二七・四一	一五六・六八	九三六・三二	一、二八七・七二	七七四・九六	一、〇二〇・〇八	六五六・二四	三一七・七〇

三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・七二	八三・四八	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八

南部地区

”

八六・三八

青森県告示第八百三十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十五年十一月二十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
弘前市大字宮川二丁目一三の六
一戸 金男

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
青森市佃一丁目一五三の一、一五四の二	宅 地	七、五八六・九一
五所川原市松島町三丁目一の三ほか	宅 地	三、二二六・四一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

東京都千代田区丸の内二丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十六年一月十七日 午前九時から

平成二十六年一月二十四日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十六年二月七日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第十一号

青森県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十五年十二月二日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

青森県内水面漁場管理委員会事務規程（平成二十四年十二月二十五日青森県内水面漁場管理委員会公示第三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

（準用）

第二十三条 文書の取扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等については、この規程に定めるもののほか、県条例、規則その他の規程に準ずるものとする。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭